

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））耕地地区の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和 3 年 12 月 21 日までに佐賀県東部農林事務所（郵便番号 842-0007 神崎市神埼町鶴 3456 番地 5）に提出してください。

令和 3 年 11 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））耕地地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 3 年 11 月 5 日から令和 3 年 12 月 6 日まで

3 縦覧の場所

神崎市役所